

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年(2024年)1月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

中野学

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

(1) 公民連携・協働推進グループ

- ・自治振興事業
- ・市民公益活動促進事業
- ・ボランティア活動支援事業
- ・まちづくり円卓会議事業
- ・南中学校区円卓会議交付金事業
- ・第三中学校区円卓会議推進事業
- ・第三中学校区円卓会議夏まつり事業
- ・狭山中学校区円卓会議推進事業
- ・狭山中学校区円卓会議地域文化祭事業
- ・文化会館管理事業
- ・文化振興事業
- ・都市間交流事業

(2) 秘書グループ

- ・秘書管理事業
- ・功労者表彰事業

2 対象事務

令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行された財務及びその他に関する事務。ただし、必要に応じて令和4年度を含む。

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、また、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発

生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和5年11月24日から令和5年12月25日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、適正かつ効果的に行われているものと認められた。